

平成29年度住宅関連の施策のお知らせ

申請前に着工(事前着工)した場合は、補助金の交付を受けられなくなりますので、事前にご相談ください。

建築需要促進事業

町では、昨年度に引き続き、小規模工事の受注を促進する建築需要促進事業に取り組みます。この事業は、白鷹町商工会が事業主体となつて行うもので、町内における小規模工事の受注促進を図るとともに、地元関連業界の振興と経営基盤の強化、消費需要の拡大を目的として実施するものです。

※下記【制度の概要】をご覧ください。

【問い合わせ】
白鷹町商工会
☎ 8510055



【制度の概要】

建築需要促進事業		
区分	新築	増・改築、修繕等
対象物件	付属建物(車庫、作業所及び物置)	住宅、店舗、付属建物(車庫、作業所及び物置)
対象工事	対象物件の新築	対象物件の増改築及び修繕工事、給排水衛生施設整備工事
工事請負金額の下限	工事請負金額が20万円以上	
施工業者	町内業者(白鷹町商工会員かつ町内に事業所があり、対象工事を施工できる法人または個人)であること	
申請者(施主)の要件	<ul style="list-style-type: none"> ■白鷹町内に住所を有する者 ■町税等の滞納がないこと 	
その他制度との併用について	介護保険制度等との併用は不可	
支援内容(補助額)	工事費の10%分(上限10万円) ※白鷹町商工会が発行する商品券により給付	

住宅耐震化促進事業

町では、「住宅耐震化促進事業」として、住宅の居住環境の質の向上と経済の活性化を図る事を目的とした次の事業を実施します。

①住宅リフォーム総合支援事業

三世代世帯、県外からの移住世帯、新婚、子育て世帯、近居世帯については、「人口減少対策」として支援を拡充します。県産木材の利用や空き家の活用など、一定の要件を満たした世帯については、補助率・補助限度額が引き上げとなります。

●三世代世帯

3つ以上の世代が同居している世帯で、平成11年4月2日以降に出生した方と同居する世帯

●県外からの移住世帯

平成28年4月1日以降に県外から町内に転入し居住する世帯

●新婚世帯

婚姻した日から1年以内の世帯

●子育て世帯

平成11年4月2日以降に出生した方が3人以上同居し、当該同居者とその父母または祖父母で構成される世帯

●近距世帯

平成28年4月1日以降に親世帯と子世帯で、居所の直線距離が2^キ超から2^キ以下、または同一小学校の通学区域内に住み替えた世帯。
※次ページ【制度の概要】をご覧ください。

②木造住宅耐震診断士派遣事業

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断を実施します。

▼募集件数 先着3件

▼診断料 9000円

▼町の負担 7万9560円

《補強計画まで実施する場合》

▼作成料 1万3000円

▼町の負担 11万6600円

③木造住宅耐震改修事業

②で耐震診断を受けた住宅の所有者が耐震改修工事を行う場合、工事費の2分の1の金額を補助します。

※2分の1の額が80万円を超える場合、80万円が限度額。

▼募集件数 先着2件